

会 議 録

会議名 (審議会等名)		川西市環境保全審議会	
事務局 (担当課)		市民生活部 生活文化室 環境創造課 内線(2933)	
開催日時		平成17年9月16日(水) 18時05分～20時00分	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員	竹岡委員(会長)、和田委員(副会長)、井口委員、木下委員、西田委員、真砂委員、石津委員、河野委員、黒田委員、北上委員、小堀委員、畑尾委員	
	その他	(財)生活環境問題研究所 主任研究員 富田重之	
	事務局	市民生活部長 鎌足 博、生活文化室長 大槻嶽雄、 参事兼環境創造課長 福西義昭、課長補佐 八尾昭夫、 主査 岡崎健作、主任 山下晴子	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数	2 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 報告：アンケート調査による川西市の環境の現状把握と課題 (2) 報告：環境基本計画の位置づけについて (3) 報告：同計画の環境の範囲について (4) 課題：環境基本条例の審議について 今日の環境問題 川西市の環境施策の動向 基本条例の位置づけ及び基本的な項目について (5) 今後の審議の進め方について		
会議結果	詳細は別紙会議録のとおり		

事務局	<p>定刻より5分遅れて開会。 事務局から新委員に就任いただいた小堀豊氏を紹介。 事務局から委員の出席状況を報告。小泉委員、堀委員の欠席があり、委員14人中過半数の11人の出席により、会議の成立していることを報告。(真砂委員は途中参加) また、条例、計画策定の事務補助を委託している生活環境問題研究所職員の出席を報告。 報告及び議案審議に先立ち、会長から資料の確認をする発言があり、事務局から資料を確認。</p>
竹岡会長	<p>議題の(1)(2)(3)の報告案件については資料1から資料7、(4)については資料8から資料13までの合計13点を確認。 前回の会議での委員意見として、 (1)事業者や環境グループで活動されている方々の意見も聞き、課題の整理を行うこと。 (2)環境基本計画と他の行政計画との関係。 (3)環境基本計画において環境の範囲をどのように考えるか。 があった。以上のことについて事務局の報告を求める。</p>
事務局	<p>三つの報告は相互に関連していることから、一括して報告させていただく。 (事務局から資料1から資料7について説明)</p>
竹岡会長	<p>これらの資料は環境基本条例や環境基本計画についての答申を考えていく上での考資料となるので大事。これらについて何かご意見がございませんか。これらさまざまな課題をどのように環境基本条例と環境基本計画に反映させていったいいか。</p>
黒田委員	<p>最初に、この文言を変えていただきたい。環境グループのアンケートの最後に、「なんとかしてほしいもの」としてヒメポタルなどが挙げられているが、「何とか残してほしいもの」にかえてほしい。 アンケートや意見について、重複するものもすべて出してよくわかる。アンケートの中身にも、市民・事業者・行政が同じ立場に立って環境問題を考えていこうという姿勢が貫かれていることは良い。このことをもっと市民・事業者・行政に対してPRしてほしい。環境基本条例をH17.3に策定するということがあったが、中身だけを急いでつくるというのではなく、どういうふうにつくるのか、それぞれが何を実践して始めていくのか、それからそのことをどう評価しあうのかという問題を考えていけるように会議の継続をしてほしい。</p>
北上委員	<p>アンケート等を丁寧に整理してくれた。プログラム規定でなく条例、計画を実効性のあるものにしていきたい。ルール、数値目標をもって具体的にすることが大事である。川西の独自性：猪名川を中心に生物の多様性を大事にするなど、今後も共同の作業を進めていくべきだ。川西市の自然情報とか産業との関係を大事にしたい。今後も協働の作業をすすめて欲しい。例えばノーマイカーデーでもスローガンはやられているがクルマは減っていない。市民と一緒に考え取り組んでいく内容についても策定の段階で参加することが大事である。自分たちで作った条例・計画であるというのが大事。</p>
竹岡会長	<p>自動車も増えている。自動車公害は騒音、大気汚染と考えられているが、自動車が増えて川西における事故が増えているのではないかと。事故が増えると言うことは、良好な環境を守ると言うことに反する。人命が失われるのだからこういう問題も考える必要があるのではないかと。これは安全に入ると、環境には入らないかも知れませんが。</p>
北上委員	<p>全国で100万人が死傷している。それだけの人が便利さの犠牲になっている。公共交通をメインにするとか、自転車を便利にするとか、まちづくりが重要になる。</p>

小堀委員	<p>マイカーの利用を抑えていくことが大事なことで、環境を守ることが事故を少なくすることにつながる。</p> <p>地球温暖化の問題も範囲が広い。自動車の問題もくくられる。近くであれば自転車に乗ろうとか、歩いていこうということを進めることも考えられる。県では車種規制だけでなく、アイドリングストップ、アイドリングをやめていこうと、モデル地区をつくってやっていこうという取組を始めたところだが、川西市のどこかの商店街で、呼びかけをやっていくとかいう動きもできる。大気汚染以外にも地球温暖化という点で普及啓発ということもあるのではないか。</p>
河野委員	<p>視覚的な問題だが、資料7の四つの円で歴史・文化的環境は下に持って行った方が良いと思う。</p>
竹岡会長	<p>生活環境を中央におき、自然環境と地球環境をその上におき、歴史・文化環境は下におく書き方がよいということですね。</p>
井口委員	<p>川西ではどうか知らないが、他の市町村では自転車が駅前などに放置されていて、市が撤去に大変な労力や費用をかけても効果がない。通れないような状態になっている。まさにそれが地域環境、生活環境に関わった問題。自転車をどう扱うか、どう便利をはかるかを考えた方がよい。</p>
黒田委員	<p>事業所も含めて市民と話をしたいのはそこにある。一方的に誰かが決めると、言った方と言われた方という関係になると、自分は参加しなくて良いというふうになりそうな気がする。</p> <p>本当の市民参画というのは、市民としての義務と権利と、どちらも果たしていくべき。じゃあどうしていくのかということ、回数を重ねていくと、自分ならこういことができるということから市民発議がでてくる。事業所の方もバスを使おうと言うことになってくるかもしれない。このへんの、みんなの知恵の出し合いが一番大事だと思っている。</p> <p>循環型社会というものが、広い意味で考えたら人間と人間のつながり・循環をつくっていくことで素晴らしいものだと思う。環境は自然環境、人間関係といった総合的な問題ということでいくと、循環型社会の形成ということで市民との話を重ねていくことが大事。</p> <p>クルマを減らすということでも、マイカーは減るかも知れないが公共交通は増えるかも知れないし、福祉バスなども増えるかも知れない。プラスマイナスはあるかもしれないが、そういうことを自分の身の回りから話していく必要があり、また、そこで自分の気づかない問題に気づかせてもらうこともできる。</p> <p>そういう意思の伝達のできるような会議をたくさん開いてもらうことが大事だと思う。</p>
石津委員	<p>自転車のことだが、警察の地域交通安全推進協議会で月1回交通事故防止の啓発事業をしている。そこでボランティアの人たちが活躍している。ボランティアの力を借りたらいいのではないか。川西市はそれほど自転車があふれている感じはないのだが、能勢電の前で声をかけていると自転車を止める人が減ってきた。</p> <p>それと、歴史・文化環境で、川西市の知名度が低いとあったけれど、よそに持って行くおみやげに悩んでしまう。多田神社が、源氏発祥の地として有名なのに全国的には知られていない。国体も控え、どうしたら全国に川西のことをわかってもらえるか。もっと積極的なPRを考えてみることも必要ではないか。</p>
竹岡会長	<p>たくさんの意見が出されたが、条例や計画の考え方を討議していくなかで活かしていきたい。それでは、議題(4)の環境基本条例についての議論に移りたい。事務局の説明を求める。</p>

事務局	資料8（今日の環境問題） 9（これまでの市の環境施策の経過） 10（環境基本条例項目案） 11（国、県及び近隣市の条例項目例） 12（現環境保全条例との比較） 13（保全条例詳細）について事務局から説明。
竹岡会長	項目案が出された。本日の審議の中心になるので、委員のご意見を聞きたいと思うが、その前に、条例制定の基本的な考えを改めて確認したい。
事務局	条例制定は、環境基本法の趣旨を踏まえ、同法第7条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」に基づいて制定しようと考えております。 また、地球温暖化防止などの趣旨を踏まえて考えて参りたいと思っております。
竹岡会長	それでは、条例の項目案について、これでいいのか、欠けていないかなど発言ください。
北上委員	第3章環境学習は社会教育的面が強く、子どもたちの環境学習とか、自然に親しむなどの内容がないと思うがどうか。
竹岡会長	子どもたちの学習は、大人たちへの学習と少し異なるから、子どもたちの学習を入れて欲しい、ということですね。
黒田委員	基本的な部分で、市民の意見を聞き、アンケートという経過をとって、これから具体的になっていくときに、さらに市民にどのように返して意見を聞こうとしているのか。項目も行政としては一応このように決めるけれども、もっと市民からも意見を聞くという形なども行政として考えているかどうか、聞きたい。
事務局	条例と基本計画づくりのために意見を聞いたり、アンケートをしたので、審議会での答申を受けて条例をつくっていききたい。併せて基本計画についても審議いただくので、基本条例はできているけれども基本計画のアウトラインができた段階で、市民から意見を聞きたい。
黒田委員	条例作りをして、その後、基本計画を進めていく上では、市民の具体的な意見を聞いていくということで理解してよろしいですね。
和田副会長	10の基本理念のところですが、環境基本法は大きく4つの柱になっている。まず循環、共生、参加、は記されているので、これでいいかなとは思いますが、もうひとつ、国際的視点があるので、その内容を川西でも具体化するのだという姿勢を出してほしい。
河野委員	市民会議でも自然を残していきたいという意見が多かったと思うので、監視体制の整備というのがあるが、毎年「環境の概況」としてまとめ、環境を数値としてとってこられている水質とか大気とかというものもあるけれど、いつのまにか渡り鳥がなくなったとか緑が減ってしまったというものは把握しにくいものだ。ホタルが毎年どうなっているかを調べられないかと聞いたとき、ホタルひとつだけでは指標にするのは年変動があるので難しいということだった。 市民がどれくらいの自然を望んでいるかという目標が必要だ。いまどういう状態にあるのかという数値だけでなく、全体的な評価をどこかでしていただきたいと思う。
石津委員	自然学習・環境教育について、大人の団体が調査をして活動をしているが、実際に教育を受けている子どもたちが、机の上の教育だけになって、自然の中に入っていく学習が少なくなっている。折角、川西に住んでいるのだから、夏に1回か2回、

	<p>川に入って水生生物を学習するというのではなく、年に何回かやって、子どもたちに環境になじんでもらう学習が必要ではないか。あるいは、子どもたちと一緒に環境の中を歩いて、これはなんだとか、虫の声がわかる耳をつくっていく。こういう環境のなかにいるからこそ、子どもたちと地域の公園で耳をすませてみよう、という教育が必要ではないか。</p>
竹岡会長	<p>先ほどの北上委員のご意見と関係のあることだと思えます。</p>
北上委員	<p>貴重な加茂のヒメボタルや黒川の里山も大事ですが、地域にある身近なありふれた自然というか、水田など子どもたちが身近にふれることのできる自然も大事にしていくという視点が必要だ。</p> <p>前文に、環境を利便性やコストなどよりも優先させていくのが快適な環境につながらない、これからの街づくりに必要だということを謳っていくべきではないかなと思えます。</p>
小堀委員	<p>環境学習、環境教育という場合、学校での取組と市民団体が行う環境学習の2種類にある。基本的には学校教育かもしれないが、学校教育をあまりいいすぎても、学校に行った場合、校長先生に理解があるか、後は、一生懸命やる教諭がいるにかかっている。学校での総合学習の時間では、我々は環境をというが、場合によっては福祉に取り組む先生もおられる。したがって、学校教育も大切ではあるが、今回のアンケートをとられたように、環境市民団体を育てる、団体との取り組み促進がいるのではないか。</p> <p>学校教育における学外ティーチャーというか、市民活動団体から先生を呼ぶ方法もあるのではないか。そういう方向も探っていく必要があるのではないか。</p>
石津委員	<p>身近な自然の会をやっている。会では地域の子どもたちを集めて調査や観察などの環境学習をやっている。そのときは子どもたちも本当に生き生きとしている。神戸や大阪だったら電車に乗っていかなければならないが、川西にいるからこそできる。</p> <p>そういうふうに、子どもたちを育てることも大切だと思っている。</p>
竹岡会長	<p>環境教育は、学校だけに依存するのではなくて、環境市民団体の活動にも期待したいというご意見でした。</p>
黒田委員	<p>先ほど監視という言葉があったが、監視ではなく、いまどのような自然が残っているか。川西が守ってきた自然を認識することが大事。ホタルだけでなく、トンボでも何種類のトンボが見つかるだろうとか、今の現実をきちんと認識する。自然というのは、行ったときだけに観察するのではなく、そこで生活している人たちの方が敏感だと思う。市民等の力も貸してもらって、現実の川西の環境はこうだということからスタートしてもらいたい。もっと良くなるようにという取り組みにつながっていくと思えます。</p> <p>視察先では、10メートルメッシュで緑を観察してまちづくりの点検を行って条例や計画をつくった町もある。おおきなくくりでなく、細かく見て行って今の川西がどういう現状にあり、もっとよくしていくためにどういう努力をしていくのかを考える。今ある川西の自然の現状を把握する努力をスタートにして欲しい。</p>
西田委員	<p>基本条例制定にあたって、内容が複雑多岐にあると感じた。環境の評価とか情報のご意見があったが、基本計画とか年次報告が入っているが、そういうものに対する達成についての評価も入れた方がよい。</p> <p>第3章の配慮指針の内容が重要だと思うが、具体的な事例とかあれば教えていただきたい。</p> <p>環境学習や環境教育の意見があったが、学校教育と社会教育が平行してかみ合っていくとよい。教育と並んで環境倫理という考えもある。自転車の放置問題も結局</p>

	<p>は環境倫理の問題、そこをいかに市でPRする体制を作っていくのか、市民の理解してもらえ体制がつかれるかどうか。最近倫理が欠落しているように思える。そういうことを条例に入れていくのは難しいかもしれないが、案に入れてもらえれば他の地域にない条例案ができるのではないかと思います。</p> <p>自動車の問題があったが、現在の社会体制は、自動車が必要な都市計画になっている。地方は大きなショッピングセンターが郊外にいつてしまい、駅前がさびれ、自動車がなくなると生活できなくなっている。実際に走行する車を減らそうとおもったら、自動車を必要としない都市計画が必要となってくるのではないかと。</p>
事務局	<p>指針については、まだ具体的な内容は持っていない。できることから取り組むという姿勢で指針を考えたい。行政における配慮指針についてもP D C Aサイクルの中で基本理念を実現できる体制を構築できればと考えている。</p>
畑尾委員	<p>市では環境率先行動計画というのをつくっている。数値化して、ある基準年度からどれだけ減ったかを数値化している。こうしたことも一つの環境配慮指針になるのではないかと。他市もあるので想定している。細かなことまでできるかについては、条例上そこまでできるのかどうかは議論のあるところ。</p> <p>項目資料10で、第3章環境の保全及び創造に関する施策等の中で、規制措置の項目で、他市であれば、市は規制することができるというような表現。しかし県の条例は、資料11のように、第4章、自然環境の保全の中で、市域を指定して保護しましょうという保護保全の項目がある。ホテルを保全しようということであれば、生息地を保全すると言う手法も考えられるのではないかと。</p> <p>そして、珍しい植物、動物、昆虫を守らなければいけないということ、川西市の環境基本条例に謳っても良いのではないのでしょうか。市議会でヒメホテルを保全すべきだと言われているが、条例でかけないと無理だが、市県との関係でどうだろうか。</p>
北上委員	<p>プログラム規定に終わらせてはいけないので規制すべきだ。化学物質過敏症などもあるのでこういう薬剤は使うべきでないというのを書くべきだ。</p>
真砂委員	<p>県の保全地域、川西の例で言うと規制措置等というなかに入ってくるだろう。西宮市は環境学習都市宣言を全国で一番早くやった。その背景はやはり市民の環境団体だった。これは議員立法でできた。</p> <p>保全措置の具体的な例として、西宮浜の埋立問題は反対運動があり、事実上のアセスメントを行って、国にも働きかけて、近畿でも珍しいが、ごく一部分を鳥獣保護地域の指定として、自然海岸を残すことにした。そこに渡り鳥が来て、ゴカイやアサリを食べてしまう。ところが最近、釣りブームや、春になるとアサリ取りなどで事業者が取っていつてしまう。そうすると鳥などのえさがなくなる。鳥獣保護区という国の制度がかかっているにもかかわらず、こういうことになる。市の条例によって生物保護地区に指定して欲しいということになった。保護地区に指定するということになると、地域の土地所有者の同意を得なければ、市が一方的に指定することはできないが、幸い国有地であったため、環境省はオーケーということで、今年度中には鳥獣保護地区というところに、さらに生物保護地区という、市独自の制度が動く。</p> <p>項目的には政策評価、そういうことを絡めて入れておいていただきたい。特に3章については、具体的にこういうことはこういう特別な条例でやりますとか、条例でできなければ要綱でやりますとか、具体的に分かるような材料をつけて議論していただきたい。</p> <p>もう一つ、空地の雑草や耕作放棄地の雑草問題は発生していないか。空き地の管理問題について、具体的には起こっていないのか。</p>
事務局	<p>確かに、空き宅地の管理問題については、所管課が所有者に対し連絡して業者を斡旋している。</p>

真砂委員	<p>市によっては草刈り条例というのがあり、何回かお願いしてできない場合は同意をいただいて市が代わりにやり、要した費用はいただくという、草刈り条例をつくっているところもある。具体的なことを各項目にあげてもらえたらよくわかる。</p> <p>行政手続法が改正されて、パブリックコメントが必要になっている。条例案ができたときに議会に出すだけではなく、オープンにしてコメントを求めて議論できるように。規則をつくるときには今までは市長部局で一方的につくれたが、手続きが入るとそれができなくなるので、必ずパブリックコメントをしなければいけなくなる。そういう点がどの程度、川西市では進んでいるのか。</p>
事務局	<p>これについては政策室が所管している。確認したところ、現在のところ検討中で、一部、計画の策定、条例案の制定に対して、完全ではないがパブリックコメントという形の手続きをとっているものもある。</p> <p>空き宅地の管理についての補足をさせていただきたい。北部地区の法面保護材としてブタクサを使ったため、空き地に広がってアレルギー問題を起こした。所有者に、はがきで刈り取りを求めている。されない場合は、市が刈ってその分について費用をいただくというようなかたちで、条例等は制定していないが地域の要請に伴って実際に行ったという経過がある。</p> <p>市の環境保全条例の中に、空き宅地の適正管理が記載されており、これに基づいて美化推進部の方で対応しているところである。</p>
竹岡会長	<p>真砂委員から、第3章の経済的措置等に関して、いろいろな事例を紹介され、参考になる意見を伺った。</p> <p>第3章の施策等に経済的措置等があり、その次に財政上の措置という二つが並んでいるが、もう少し整理してまとめる工夫が望ましいのではないかと。財政上の措置は第1章の総則の市の責務というのがあるので、市は環境保全に向けた施策を策定し、実施するわけですので、そのために必要な財政上の措置を講じなければならぬということ掲げればよいのではないだろうか。</p> <p>経済的措置については、市民が行う環境を守るための行動を促進するために必要とされたときには、経済的な助成を講ずるということですね。</p> <p>それとは逆に、良好な環境の位置を図るために必要と認められたときには、市民等に対して適正で公平な経済的負担を課することができる、こういうことになるかと思えます。市民参加の促進については、市民が環境保護に関するための活動を促進するために財政的措置の必要がでてくる。その場合には、伊丹市の条例にもあるように、支援その他の必要な措置を講ずる、という表現が良いのではないかと。</p>
和田副会長	<p>川西市の行動型環境目標像（案）について、条例の特徴の一つに入ってくるだろう。猪名川の自然を守ろう、歴史文化も守り、継承、静かでやさしく暮らしやすいまち、将来世代の環境を守る、守ること中心に書いてあるが、もう一つに活力のあるまちというののもあっていいのではないかと。実際問題、守るばかりでは守れない。環境配慮しながら、やっていくというように産業を育てるというのも良いのではないかと。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールについて説明。</p> <p>17年度内の条例制定及び、計画の策定を目指している。今後は毎月2回程度開催して審議していただきたい。条例については11月中旬答申を目指していきたい。計画についても基本条例に基づいて、県の基本計画の趣旨を踏まえて考えていきたい。</p>
竹岡会長	<p>基本条例の骨子になるものを11月中旬にまとめる。基本条例が先で、この後に基本計画となる。次回の審議会からは、基本条例の各条項の趣旨について審議をすることになる。</p> <p>次回の日程について、10月13日(木)午後6時からに決定。</p>